

JAXA 知的財産利用の手引き

宇宙航空研究開発機構（JAXA）
研究開発部門研究戦略部知的財産課

1. はじめに

JAXA が保有する技術や著作物等に関する知的財産は、特に制限のあるものを除き、知的財産利用許諾契約を締結することで、ご活用いただくことができます。

2. 対象とする知的財産

- (1) 特許権
- (2) 実用新案権
- (3) 意匠権
- (4) 商標権
- (5) 著作権
- (6) 回路配置利用権
- (7) 育成者権
- (8) 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権及び育成者権を受ける権利、設定登録を受ける権利又は品種登録を受ける地位、商標出願により生じた権利。また、外国における前記各種権利に相当する権利。
- (9) 営業秘密その他の事業活動に有用な営業上又は技術上の情報のうち、技術資料及びその解釈・実施に係る技術知識（以下「技術情報」という。）

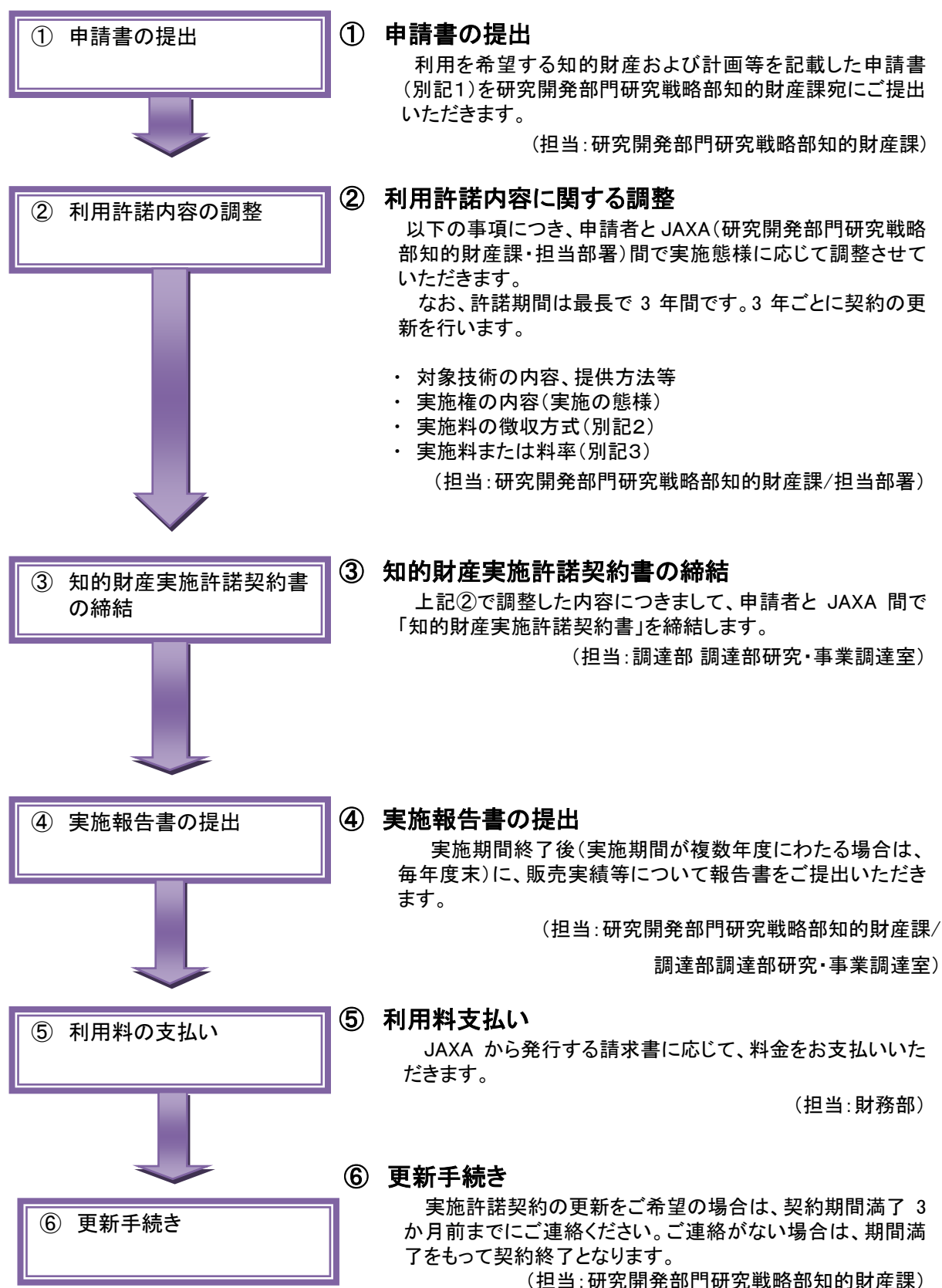
3. 対象者

各法令において権利者の許諾等が必要な行為あるいは技術情報の使用（以下、「利用」という。）を希望する JAXA 以外の企業、団体あるいは機関等（以下、「申請者」という。）。ただし、JAXA のための事業で利用する場合を除きます。

4. 利用料の額

申請者が、利用製品の販売その他の方法により、知的財産の利用に係る対価を得た場合、あるいは対価相当の価値を享受していると認められる場合には、その知的財産の利用料を納付いただきます。

5. 知的財産利用の主な流れ



※契約締結後に、契約内容・連絡先等に変更が生じた場合は、必ずご連絡ください。

別記1

知的財産(許諾／譲渡)申請書

年 月 日

国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構
研究開発部門研究戦略部長 殿

(住 所)

(会社名)

(代表者)

印

当社において、「
」に関する知的財産について別紙理由により、(許諾／
譲渡)をお願いしたく下記の関係書類を添えて申込みます。

記

1. 計画書 1 部
2. 商業登記事項証明書(登記簿抄本) 1 部
3. 会社案内 1 部
4. 計算書類(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告 1 部

計画書

(1) 申請者																			
(2) 連絡先	【住所】〒 【会社 HP】 【担当者所属】 【担当者氏名】 【担当者メールアドレス】 【担当者 TEL / FAX】																		
(3) 許諾希望知的財産	【種別】 ☐ 特許 ☐ 技術情報 ☐ プログラム ☐ プログラム以外の著作物 ☐ 商標(商標名を記載) ☐ 商品化許諾 ☐ 上記以外() 【名称、番号等】																		
(4) 販売予定国・地域																			
(5) 用途	【形態】 ☐ 研究 ☐ 開発 ☐ 製造 ☐ 販売 ☐ その他() 【製品等名称】 【製品等用途】																		
(6) 許諾対象期間(予定)	年 月 日 ～ 年 月 日																		
(7) 販売計画(予定)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">年度 項目</th> <th style="text-align: center;">__年度</th> <th style="text-align: center;">__年度</th> <th style="text-align: center;">__年度</th> </tr> <tr> <td>販売数量(個)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>販売単価(千円)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総販売額(千円)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> (注) 年度には、希望実施期間の各単年度を記載してください。単価が容量や仕様により異なる場合、販売単価には平均単価を記載して下さい。			年度 項目	__年度	__年度	__年度	販売数量(個)				販売単価(千円)				総販売額(千円)			
年度 項目	__年度	__年度	__年度																
販売数量(個)																			
販売単価(千円)																			
総販売額(千円)																			
(8) 製造委託先	☐ 有() ☐ 無																		
(9) 当該知的財産の認知事由	☐ オープンラボ(採択年度:) ☐ 上記以外の共同研究(JAXA 担当部署:) ☐ 委託、請負等の契約成果(JAXA 担当部署:) ☐ 技術説明会、講演、展示会等(催事名:) ☐ 論文、学会発表等() ☐ JAXA 発行技術紹介冊子等() ☐ JAXA 公開 HP ☐ ISS(きぼう)有償利用(採択年度:) ☐ 宇宙日本食認証(採択年度:) ☐ その他()																		

※次ページへ続く

(10) 事業計画

1) 事業概要 * 知的財産の実施目的(なぜ必要なのかの理由等)も記載してください

2) 開発概要

① 開発期間(年 月 日～ 年 月 日)

② 開発内容

3) 製造予定場所

*下請(知的財産の実施を含むもの)製造先がある場合、下請先も記載してください

0 社名・工場名

① 住 所

② 電話番号

(11) 予定製品または役務(以下「製品等」)

1) 製品等品目・名称

2) 製品等用途

3) 製品等概要

4) 知的財産の適用部分

5) 添付書類

☐製品等を説明するための図(任意)

☐商標利用の場合は見本図(必須)

☐商標利用の場合は、その利用条件を満たすことを証明する契約書・認証書等の書面
(必須)

(12) 本知的財産を選択した理由

* 詳細かつ具体的にご記載ください

* 権利共有者／共同出願者の場合は省略可能です

以上

別記2

対価の徴収方式

対価の徴収方式につきましては、原則、以下の「方式1」を採用しますが、知的財産の態様に応じて、以下から適切な方式を選択します。

	徴収方式の説明
【方式1】 ランニングロイヤリティ方式	製品等の販売金額等に応じて契約期間中一定期間毎に徴収する後払い方式 ランニングロイヤリティを設定する場合に、以下の2つを設定する場合があります。 ・イニシャルペイメント イニシャルペイメントの金額を契約締結時に徴収し、当該金額を超える分についてはランニングロイヤリティ方式に準じて徴収します。 ・ミニマムロイヤリティ ランニングロイヤリティがミニマムロイヤリティを下回る場合、ミニマムロイヤリティに記載の額を徴収します。
【方式2】 一括払い方式	一括で契約締結時に徴収する方式

別記 3

対価算定方式

知的財産の許諾にかかる対価の算定は以下のように行います。

1. 知的財産を実施・利用した製品を販売する場合

(1) 対価

対価は、次の算定式によって算定するものとする。

$$\text{対価} = \text{基本額} \times \text{料率}$$

(2) 基本額

基本額は、原則として製品等の販売単価に販売数量を乗じたものとする。

(3) 料率

特許及び技術情報、商品化許諾、宇宙日本食ロゴマーク、COSMODE 商標及び JAXA LABEL 商標の料率は、原則として①のとおりとする。ただし、特許又は技術情報が、製品等の一部の構成要素のみに利用され、かつ、販売計画の総売上額が500万円以上のもの又は当該製品等がロケット、飛行機、人工衛星等の高価なものである場合、②の算定式によって料率を算定することができる。

実用新案、意匠、回路配置利用、登録品種、著作物及び商標(宇宙日本食ロゴマーク、COSMODE 商標及び JAXA LABEL 商標を除く。)の料率は、②の算定式によって算定するものとする。

①

知的財産の種別	料率
特許	2. 0 % (ただし、特許を受ける権利の場合は 1. 5 % とする。)
技術情報	1. 0 %
商品化許諾	3. 0 %
宇宙日本食ロゴマーク	0. 1 %
COSMODE 商標	0. 1 % (ただし、宇宙日本食ロゴマークと併用する場合及び有償の知的財産の利用許諾に伴う付与の場合は無償とする。)
JAXA LABEL 商標	次に掲げる区分に応じた料率とする
	JAXA LABEL TECH カテゴリ 1. 0 %

	JAXA LABEL COLLAB カテゴリ	1. 0 %
	JAXA LABEL DESIGN カテゴリ	2. 0 %

②料率＝「知的財産の価値による定率」×「製品等への関与度」×「特約条件」

ただし、上記計算の結果求められる料率が1 %以上のときは、小数二位を二捨三入・七捨八入する。同様に、料率が1 %未満のときは、小数三位を四捨五入する。また、この結果、料率が0 となるときは、知的財産の価値を考慮し、研究開発部門研究戦略部長が定める。

I 知的財産の価値

特許	収入の4. 0 %
実用新案	収入の3. 0 %
技術情報	収入の2. 0 %
著作物	収入の10. 0 %
商標（宇宙日本食ロゴマーク、COSMODE 商標及び JAXA LABEL 商標を除く。）	収入の5. 0 %

ただし、上記定率によりがたいときは、研究開発部門研究戦略部長が定める。

また、知的財産が各法律に規定する当該権利を受ける権利のときは、上記の率に75 %を乗じる。

意匠、回路配置又は登録品種の定率については、上記に準じ、別途定める。

II 製品等への関与度

対象の知的財産がその製品等において占める割合とする。したがって、対象の知的財産がその製品等の全部であるときは100 %とする。

ただし、対象の知的財産がその製品等の一部のみに貢献する場合であっても、当該製品等の主要な機能が発揮されるために当該知的財産が不可欠と判断される場合には100 %とする。

なお、製品等への関与度については、申請者と協議の上、5 %、10 %、25 %、50 %、75 %、100 %のいずれか適当な数字を選定するものとし、この数字によりがたいときは、別途協議する。

III 特約条件

100 %を基礎とするが、次に該当する場合には、以下の数字を乗じることができる。

- i. 知的財産の性質上、利用が、特に困難であるとき 50 %

ii	知的財産の利用が、国、地方公共団体等の事業、福祉 或いは環境にかかる事業など公益に資し、当該事業 者から直接の申し込みがあるとき	50%
iii.	その他特殊の事情があるとき	適宜

2. 知的財産を実施・利用するが、売り上げに直結しない場合

(1) 対価

対価は、次の算定式によって算定するものとする。

対価＝「JAXA が技術を生み出すのに要した費用」×料率×特約条件

(2) JAXA が対象技術を生み出すのに要した費用

当該対象技術を JAXA が生み出すのに要した経費（研究開発費等）の積算とする。

(3) 料率

料率は、5%とする。この率によりがたいときは別途定める。

(4) 特約条件

100%を基礎とするが、次に該当する場合には、以下の数字を乗じることができる。

i.	知的財産の性質上、利用が、特に困難であるとき	50%
ii.	知的財産の利用が、国、地方公共団体等の事業、福祉 或いは環境にかかる事業など公益に資し、当該事業 者から直接の申し込みがあるとき	50%
iii.	その他特殊の事情があるとき	適宜